

沖縄県工事技術調査業務委託仕様書（案）

工事技術調査業務委託（以下「調査業務」という。）は沖縄県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で契約書のほか、この仕様書に従って実施するものとする。

1 調査業務の実施場所及び期間等

機関の名称	機関の住所	期間	技術士数	調査件数
① 北部土木事務所	名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	2日間	1人	2件
② 北部農林水産振興センター 農業水産整備課、森林整備保全課	名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	3日間	1人	2件
③ 中部土木事務所	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	2日間	1人	2件
④ 中部農林土木事務所	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	2日間	1人	1件
⑤ 南部農林土木事務所	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎)			1件
⑥ 南部土木事務所	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎)	3日間	1人	2件
⑦ 下水道事務所	宜野湾市伊佐 3-12-1			1件
⑧ 八重山土木事務所	石垣市真栄里 438-1 (八重山合同庁舎)	3日間	1人	1件
⑨ 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	石垣市真栄里 438-1 (八重山合同庁舎)			2件
⑩ 企業局	那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)	2日間	1人	2件
⑪ 施設建築課（建築）	那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)	2日間	1人	2件
施設建築課（機械）		1日間	1人	1件
施設建築課（電気）		1日間	1人	1件
合 計		21日間	10人	20件

- (1) 調査業務は、11 機関 21 日間で延べ 20 件程度とする。調査対象機関及び調査件数は上記の日数の範囲内で甲が変更することができる。

- (2) 調査期間は、令和6年7月から9月までとする。ただし、甲乙協議の上、変更することができる。
- (3) 甲の所在地において、調査業務に係る打ち合わせを計2回実施する（調査実施前1日、調査終了後1日）。
- (4) 委託料は旅費相当額も含めた総額とする。
- (5) 北部土木事務所は2日間、北部農林水産振興センターは3日間、中部土木事務所は2日間、中部農林土木事務所及び南部農林土木事務所は計2日間、南部土木事務所及び下水道事務所は計3日間、八重山土木事務所及び八重山農林水産振興センターは計3日間、企業局は2日間、施設建築課の建築工事は2日間、施設建築課の電気工事及び機械工事は計2日間、それぞれ連続で調査を実施する。ただし、甲乙協議の上、変更することができる。
- (6) 北部農林水産振興センターの2件の工事のうち1件は離島（伊江村）での工事で、現場実地調査のためにフェリーに乗船する必要がある、乗船料金が発生する（往復1,390円）。
- (7) やむを得ず監査対象機関の実施場所並びに対象工事の現場での甲の業務遂行が困難となった場合は、書面による業務のみへの変更もしくは中止することがある。

2 調査業務の実施項目

- (1) 工事技術調査（調査終了後の打合せを含む。）
- (2) 調査結果報告書の作成及び提出
- (3) 調査結果報告書に関する照会への対応

3 工事技術調査の内容

調査対象工事について、工事計画、設計、積算、仕様、施工、監督、検査等の技術面について、書面調査及び現場実地調査を実施する。

下記事項については、甲の職員が確認をする。

- (1) 入札、契約に関する事項。
- (2) 建設工事に関する保険。
- (3) 建設業法における見積期間。
- (4) 建設業退職金共済制度に関する事項。
- (5) 工事カルテの作成及びJ A C I Cのコリンズ登録。
- (6) 履行保証制度における保証金支払に関する確認。
- (7) 前払金保証に関すること。

4 工事技術調査の留意事項

- (1) 甲は、調査日程を調査対象機関と調整の上決定し、乙に通知するものとする。
- (2) 勤務時間は、午前9時30分から午後4時30分までとし、調査対象機関までの往復に要する時間は勤務時間には含まないものとする。調査終了後、打合せ（監査対象機関に対して、改善事項等を報告する。）を行うこと。
- (3) 調査対象事業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する

建設工事及び工事に付随する測量、調査等業務とする。

- (4) 乙は調査業務を、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士）の資格を有し、調査対象機関における主たる工種（道路、河川、港湾、ダム、橋梁、農業土木、砂防、上下水道、トンネル等）に対応した技術士を派遣して行わせること。また、建築工事を調査する技術士は一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士）の資格を有していること。ただし、主たる工種については甲乙協議の上、変更することができる。
- (5) 乙は調査業務を実施するに当たり、沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者及びその社員等に調査させないこと。
- (6) 基本的な感染症等防止対策を徹底し、調査業務開始前に乙が派遣する技術士に発熱や、風邪症状、倦怠感等がある場合は甲に報告し、指示を仰ぐものとする。

5 主たる工種

- (1) 土木事務所（道路、河川、砂防、公園、港湾、空港等工事）
- (2) 農林水産振興センター、農林土木事務所（農業土木、漁港の工事）
- (3) 企業局（上水道工事）
- (4) 下水道事務所（下水道工事）
- (5) 施設建築課（県有施設（庁舎、学校等）の営繕工事）

6 調査業務の実施方法等

(1) 甲が行う準備等

調査に当たって、以下は甲が準備や調整を行う。

- ア 調査対象工事の選定
- イ 調査対象機関との調査日程の調整
- ウ 調査実施通知
- エ 調査対象機関の工事に係る「工事技術調査調書」（別紙 1）及び工事関係資料の作成依頼及び収集並びに乙への送付等
- オ その他甲が必要と認めた準備

(2) 調査結果報告書等の提出

- ア 工事技術調査結果報告書の様式は、（別紙 2）のとおりとする。
- イ 工事技術調査結果報告書は、（別紙 3）「工事技術調査結果報告書作成要領」の趣旨を踏まえ、調査技術士の専門的な識見に基づき作成するものとする。
- ウ 調査結果報告書の作成に当たっては、現場実地調査終了後、甲が指定する日までに当該報告書（案）を作成し、甲を経由して調査対象機関との事実確認を行い、確認終了後原則 14 日以内に甲に報告書を提出するものとする。
- エ すべての調査終了後甲の指定する日までに、調査対象機関を甲が指定した部局ごと、及び調査結果全体でそれぞれ総括した報告書を提出するものとする。なお、調査結果全体で総括した報告書については、甲において公表することを

予定している。

オ ウ及びエの工事技術調査結果報告書は、文書各 20 部及び電子データ（電子メール及びCD-R）により 調査終了後甲の指定する日までに提出するものとする。

カ 乙が甲から提供を受けた資料（写し）については、契約期間満了後、甲に返還するものとする。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の 50 %を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 工事技術調査の実施及び報告書の作成業務

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計